

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額 の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度 発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資金	5,329	-	-	-	-	-	5,329

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	特別会計 BS額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資 産	出資先・ 資本金	特別会 計からの 出資額	出資割 合	純資産額によ る産出額	使用財務諸表
		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
社会保険診療報 酬支払基金(一般 会計)	0	96,847	91,233	5,613	1	0	3%	168	特殊法人決算
年金福祉事業団 (承継一般勘定)	5,329	10,084,835	9,174,160	910,674	1,067,519	5,329	0%	4,546	特殊法人決算
合 計	5,329	10,181,682	9,265,394	916,288	1,067,520	5,329		4,715	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
児童手当拠出金	厚生保険特別会計児童手当勘定	0

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

補助金等の明細

補助金等の区分	交付先	支出額(百万円)	支出目的	連結対象の有無
国家公務員共済組合負担金	厚生労働省共済組合、社会保険職員共済組合	284	国家公務員共済組合法第99条第2項の規定に基づき短期給付、長期給付及び組合の事務等に要する費用を負担。	無
船員災害防止対策事業費補助金	船員災害防止協会	68	船員の災害及び疾病を予防するために船員災害防止協会に対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。	無
船員雇用促進対策事業費補助金	(財)日本船員福利雇用促進センター	434	船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資するため、これらの事業を行う日本船員福利雇用促進センターに対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。	無
国有資産所在市町村交付金	市町村	3	国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条に基づき当該固定資産所在の市町村に対して交付。	無

補助金等の区分	交付先	支出額(百万円)	支出目的	連結対象の有無
国家公務員共済組合等交付金	国家公務員共済組合連合会等		8 船員保険の被保険者期間を有する者が、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の船員組合員となった場合に、旧船員保険法第15条の4の規定に基づき、船員保険の被保険者期間に係る積立金相当額を当該共済組合に移換。	無
保養所等経営委託費	(財) 船員保険会	524	被保険者及びその家族の健康の保持増進を図るための施設の運営費等。	無
保健事業等委託費	(財) 船員保険会	562	船員保険の被保険者等の健康保持増進のために行う健康診断等の事業の委託費。	無
	(財) 都道府県社会保険協会			
船員家族援護委託費	(財) 日本船員住宅協会	10	船員の家族に対して、住宅の取得等について必要な相談又は助言を行う事業の委託費。	無
高額医療費貸付事業等交付金	(社) 全国社会保険協会連合会	9	高額な医療費の自己負担部分に対して、保険者から高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金の貸付を行い、家計の負担を軽減する。	無

注記 12年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物、工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

定額法により減価償却を行っている。

(2)無形固定資産

ソフトウェアは、取得年度の翌年度から利用可能期間（5年間）に基づく定額法により減価償却をしている。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

(2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

(3)退職給付引当金（恩給給付費、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金を除く）

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎人員数×平均俸給額×退職手当支給率

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 各特別会計固有の表示科目

積立金

船員保険特別会計法第15条の規定により、決算上生じた剰余金は、翌年度の歳入に繰入られる額を除き、積立金に積み立てている。

3. 歳出予算の繰越等

繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	△ 5,125百万円
ロ. 本年度繰越見合財源	—
ハ. 前年度繰越見合財源	—
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	△ 5,125百万円

4. 他会計（勘定）から受入

イ. 一般会計より受入

「船員保険法」第58条の規定に基づく保険給付費の国庫負担金、業務取扱費財源の一部国庫負担金及び「船員保険法」第58条ノ2の規定に基づく国庫補助金

ロ. 厚生保険特別会計業務勘定より受入

「厚生保険特別会計法」に基づく「老人保健法」の規定による拠出金の一部に充てるための厚生保険特別会計業務勘定からの受入金

ハ. 厚生保険特別会計児童手当勘定より受入

「国民年金特別会計法等の一部を改正する法律」（昭和61年法律第7号）に基づく拠出金還付金財源の厚生保険特別会計児童手当勘定からの受入金

5. 他会計（勘定）への繰入

イ. 厚生保険特別会計年金勘定へ繰入

「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に基づく厚生保険特別会計年金勘定への繰入金

付属明細書 12年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
現金給付返納金	被保険者等	73

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	21,498	1,740	3,309	—	△ 3,341	16,588
立木竹	47	0	0	—	△ 2	45
建物	13,812	347	208	586	△ 2,003	11,361
工作物	7,822	342	65	742	980	8,337
物品	829	14	41	173	—	629
(無形固定資産)						
無形固定資産	34	8	—	5	—	43
電話加入権	7	0	—	—	—	8
ソフトウェア	26	7	—	5	—	34
その他	0	—	—	—	—	0

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資金	5,329	-	-	-	-	-	5,329

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	特別会計 BS額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資産	出資先・ 資本金	特別会 計からの 出資額	出資割 合	純資産額によ る産出額	使用財務諸表
		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
社会保険診療報酬支払基金(一般会計)	0	101,041	95,349	5,691	1	0	3%	170	特殊法人決算
年金福祉事業団(承継一般勘定)	5,329	9,454,970	8,571,866	883,084	1,075,411	5,329	0%	4,376	特殊法人決算
合 計	5,329	9,556,012	8,667,236	888,776	1,075,412	5,329		4,547	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
介護保険料の12年度納付猶予	社会保険診療報酬支払基金	1,857

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地			△ 3,341	△ 3,341	価格改定
立木竹			△ 2	△ 2	価格改定
建物			△ 2,003	△ 2,003	価格改定
工作物			980	980	価格改定
計			△ 4,367	△ 4,367	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

補助金等の明細

補助金等の区分	交付先	支出額 (百万円)	支出目的	連結対象の有無
国家公務員共済組合負担金	厚生労働省共済組合、社会保険職員共済組合	285	国家公務員共済組合法第99条第2項の規定に基づき短期給付、長期給付及び組合の事務等に要する費用を負担。	無
船員災害防止対策事業費補助金	船員災害防止協会	66	船員の災害及び疾病を予防するために船員災害防止協会に対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。	無

補助金等の区分	交付先	支出額(百万円)	支出目的	連結対象の有無
船員雇用促進対策事業費補助金	(財) 日本船員福利雇用促進センター	424	船員の雇用の促進に関し必要な措置を講ずることにより、船員の職業及び生活の安定に資するため、これらの事業を行う日本船員福利雇用促進センターに対して、その事業に要する費用の一部を補助するものである。	無
国有資産所在市町村交付金	市町村	3	国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条に基づく当該固定資産所在の市町村に対して交付。	無
国家公務員共済組合等交付金	国家公務員共済組合連合会等	2	船員保険の被保険者期間を有する者が、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の船員組合員となった場合に、旧船員保険法第15条の4の規定に基づき、船員保険の被保険者期間に係る積立金相当額を当該共済組合に移換する。	無
保養所等経営委託費	(財) 船員保険会	396	被保険者及びその家族の健康の保持増進を図るための施設の運営費等。	無
保健事業等委託費	(財) 船員保険会	570	船員保険の被保険者等の健康保持増進のために行う健康診断等の事業の委託費。	無
	(財) 都道府県社会保険協会			
船員家族援護委託費	(財) 日本船員住宅協会	8	船員の家族に対して、住宅の取得等について必要な相談又は助言を行う事業の委託費。	無